

財政援助団体等監査

1 監査の種類

財政援助団体等(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)に対する監査

2 監査の対象

公益社団法人 大村市シルバー人材センター (以下「センター」という。)

3 監査の期間

令和元年10月4日から令和元年11月29日まで

4 監査の範囲及び方法

市が平成30年度及び令和元年度に交付した大村市シルバー人材センター事業費補助金(以下「補助金」という。)に係る出納その他の事務の執行がセンターの定款、規程等に基づき適正に行われているか、市から指定管理者として指定を受けた公の施設(以下「大村市勤労者センター」という。)が関係法令、協定等に基づき適切に管理運営されているかなどについて関係書類を抽出して調査を行い、担当職員から事情を聴取するなどして監査を実施した。

5 センターの概要

(1) 設立目的

定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 事業内容

センターは、上記の目的を達成するため、以下の事業を行っている。

ア 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者に対するこれらの就業の機会の

確保及び組織的な提供

- イ 臨時かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介又は労働者派遣事業
- ウ 高齢者に対する臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習
- エ 高齢者の臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- オ ア～エに掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

（３）組織

（役員） 理事長１人、常務理事１人、理事１３人、監事２人
合計１７人

（職員） 事務局長１人、職員３人、嘱託職員６人、臨時職員３人
合計１３人 なお、事務局長は常務理事が兼任している。

（４）市との関係

ア 市は、センターの運営に要する経費に対し、大村市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

平成３０年度実績額 １４，３８１，０００円

令和元年度予算額 １５，５００，０００円

イ 市は、センターを大村市勤労者センターの指定管理者として指定し、指定管理料を支払っている。

指定期間 平成３１年４月１日から令和４年３月３１日まで

平成３０年度実績額 ２，１００，０００円

令和元年度予算額 ２，１８３，０００円

６ 監査の結果

市からセンターに対して交付された補助金については、センターにおける補助金に関する出納その他の事務についてセンターの定款、規程等に基づきおおむね適正に執行されていることが認められた。また、大村市勤労者センターの管理運営に係る出納その他の事務についても関係法令、協定等に基づきおおむね適正に執行されていることが認められた。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で指導を行った。

7 意見

センターにおかれては、今後もますます高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会づくりのため、一層の事業の推進に努められたい。

また、所管課におかれては、今後ともセンターと連携を図り、センターの円滑な事業運営の支援及び指定管理業務の効果的かつ効率的な実施のため、適宜必要な報告を求め、適切な指導監督に努められたい。